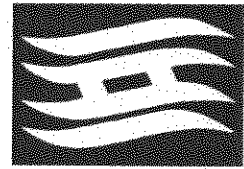


兵庫県公報

平成30年 1月23日 火曜日 第 2970 号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目 次

告 示

	ページ
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	1
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	4
○ 景観形成重要建造物等の指定の解除（都市政策課）	4
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（同）	5
○ 道路の位置指定（建築指導課）	5

公 告

○ 落札者等の公示（社会福祉課）	5
○ 肥料の登録（農産園芸課）	6
○ 肥料の登録の有効期間の更新（同）	6
○ 肥料の登録事項の変更の届出（同）	8
○ 肥料の登録の失効（同）	8
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閣覧（砂防課）	8
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閣覧（同）	9
○ 大規模小売店舗の変更に係る届出（都市計画課）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	15
○ 同 上（同）	15

選挙管理委員会告示

○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	15
--	----

告 示

兵庫県告示第51号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成30年 1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
淡路島岩屋区域	総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごとを	平成29年12月21日

兵庫県肥料登録第1667号	副産動物質肥料 A有機1号	窒素全量 7.0%	同上	多木化学株式会社 加古川市別府町緑町2番地	平成33年 2月23日
---------------	------------------	-----------	----	--------------------------	----------------

肥料の登録事項の変更の届出

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条の規定により、次のとおり肥料の登録事項の変更について届出があった。

平成30年1月23日

兵庫県知事 井戸敏三

登録番号	肥料の種類及び名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更事項	変更前	変更年月日
				変更後	
兵庫県肥料登録第1707号	副産石灰肥料 卵殻石灰	J A全農たまご株式会社 東京都千代田区内神田一丁目1番12号	住所の変更	東京都新宿区中落合二丁目7番1号 東京都千代田区内神田一丁目1番12号	平成29年 11月6日

肥料の登録の失効

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次のとおり肥料登録は失効した。

平成30年1月23日

兵庫県知事 井戸敏三

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所
兵庫県肥料登録第1615号	副産石灰肥料	粒状副産石灰	多木商事株式会社 加古川市別府町緑町1番地
兵庫県肥料登録第1616号	副産石灰肥料	粒状副産石灰	株式会社小倉商店 神戸市中央区吾妻通6丁目2番25号
兵庫県肥料登録第1627号	副産石灰肥料	粒状副産石灰	多木商事株式会社 加古川市別府町緑町1番地

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年1月23日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
仁井(1)Ⅱ (127030100)	淡路市仁井(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
仁井(3)Ⅱ (127030101)	淡路市仁井(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年1月31日(水)から同年2月14日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所並びに淡路市役所及び淡路市北淡事務所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

平成30年2月14日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年3月26日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年1月23日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
野島江崎(1)Ⅰ (127030001)	淡路市野島江崎(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
野島江崎(2)Ⅰ (127030002)	淡路市野島江崎(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
野島平林Ⅰ (127030003)	淡路市野島平林(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
仁井Ⅰ (127030004)	淡路市仁井(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

富島(2)Ⅰ (127030006)	淡路市富島(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
斗ノ内Ⅰ (127030008)	淡路市斗ノ内(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
育波恵ノ熊Ⅰ (127030010)	淡路市育波(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
生田畑Ⅰ (127030015)	淡路市生田畑(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
野島江崎(1)Ⅱ (127030016)	淡路市野島江崎(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
野島江崎(3)Ⅱ (127030018)	淡路市野島江崎(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
野島轟木Ⅱ (127030020)	淡路市野島轟木(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
野島墓浦(2)Ⅱ (127030022)	淡路市野島常盤(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
野島常盤(1)Ⅱ (127030023)	淡路市野島常盤(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
野島常盤(2)Ⅱ (127030024)	淡路市野島常盤(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
野島墓浦(3)Ⅱ (127030025)	淡路市野島墓浦(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
野島墓浦(4)Ⅱ (127030026)	淡路市野島墓浦(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
舟木(1)Ⅱ (127030027)	淡路市舟木(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
長畠(1)Ⅱ (127030029)	淡路市長畠(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
小田奥(1)Ⅱ (127030032)	淡路市小田(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
小田奥(2)Ⅱ (127030033)	淡路市小田(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
小田(2)Ⅱ (127030035)	淡路市小田(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
石田米山(2)Ⅱ (127030038)	淡路市石田(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
長畠本村Ⅱ (127030039)	淡路市長畠(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
石田栗脇Ⅱ (127030040)	淡路市石田(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり

長畠(2)Ⅱ (127030041)	淡路市長畠(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
仁井Ⅱ (127030042)	淡路市仁井(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
仁井原田(2)Ⅱ (127030044)	淡路市仁井(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
浅野南(1)Ⅱ (127030045)	淡路市浅野南(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
浅野南(2)Ⅱ (127030046)	淡路市浅野南(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
浅野南(3)Ⅱ (127030047)	淡路市浅野南(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
浅野南(4)Ⅱ (127030048)	淡路市浅野南(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
浅野南(5)Ⅱ (127030049)	淡路市浅野南(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
黒谷矢坪(1)Ⅱ (127030050)	淡路市黒谷(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
五斗長Ⅱ (127030053)	淡路市黒谷(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
斗ノ内Ⅱ (127030054)	淡路市斗ノ内(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
育波Ⅱ (127030055)	淡路市育波(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
室津(2)Ⅱ (127030057)	淡路市室津(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
生田畑(1)Ⅱ (127030058)	淡路市生田畑(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
生田畑(2)Ⅱ (127030059)	淡路市生田畑(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
生田田尻(3)Ⅱ (127030062)	淡路市生田田尻(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
生田田尻(4)Ⅱ (127030063)	淡路市生田田尻(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
生田田尻(5)Ⅱ (127030064)	淡路市生田田尻(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
生田畑(3)Ⅱ (127030065)	淡路市生田畑(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
生田田尻(6)Ⅱ (127030066)	淡路市生田田尻(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり

生田田尻(7)Ⅱ (127030067)	淡路市生田田尻(別図45のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
生田上條(1)Ⅱ (127030068)	淡路市生田畑(別図46のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
生田上條(2)Ⅱ (127030069)	淡路市生田畑(別図47のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
野島江崎(2)Ⅲ (127030071)	淡路市野島江崎(別図48のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
野島常盤(1)Ⅲ (127030072)	淡路市野島常盤(別図49のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
舟木(1)Ⅲ (127030075)	淡路市舟木(別図50のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
舟木(2)Ⅲ (127030076)	淡路市舟木(別図51のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
長畠(1)Ⅲ (127030077)	淡路市長畠(別図52のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
長畠(2)Ⅲ (127030078)	淡路市長畠(別図53のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
仁井(1)Ⅲ (127030079)	淡路市仁井(別図54のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
小田霊仙Ⅲ (127030080)	淡路市小田(別図55のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
石田栗脇Ⅲ (127030082)	淡路市石田(別図56のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
久野々(1)Ⅲ (127030083)	淡路市久野々(別図57のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
久野々(2)Ⅲ (127030085)	淡路市久野々(別図58のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
浅野神田Ⅲ (127030086)	淡路市浅野神田(別図59のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
黒谷矢坪Ⅲ (127030088)	淡路市黒谷(別図60のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
五斗長Ⅲ (127030089)	淡路市黒谷(別図61のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
生田大坪(1)Ⅲ (127030090)	淡路市生田大坪(別図62のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
生田畑(1)Ⅲ (127030091)	淡路市生田畑(別図63のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
生田田尻(1)Ⅲ (127030092)	淡路市生田田尻(別図64のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり

生田田尻(2)Ⅲ (127030093)	淡路市生田田尻(別図65のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
生田田尻(3)Ⅲ (127030094)	淡路市生田田尻(別図66のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
生田田尻(4)Ⅲ (127030095)	淡路市生田田尻(別図67のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
生田畑(2)Ⅲ (127030097)	淡路市生田畑(別図68のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
生田畑(3)Ⅲ (127030098)	淡路市生田畑(別図69のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
生田田尻(5)Ⅲ (127030099)	淡路市生田田尻(別図70のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
仁井(1)Ⅱ (127030100)	淡路市仁井(別図71のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
仁井(3)Ⅱ (127030101)	淡路市仁井(別図72のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
汐鳴南谷Ⅰ (227030003)	淡路市野島江崎(別図73のと おり)	土石流	別図73のとおり
泉池谷Ⅰ (227030007)	淡路市野島臺浦(別図74のと おり)	土石流	別図74のとおり
精田川Ⅰ (227030010)	淡路市斗ノ内(別図75のと おり)	土石流	別図75のとおり
立正寺北谷(2)Ⅰ (227030013)	淡路市生田田尻(別図76のと おり)	土石流	別図76のとおり
原田池Ⅱ (227030020)	淡路市野島轟木(別図77のと おり)	土石流	別図77のとおり
小田谷Ⅱ (227030022)	淡路市小田(別図78のと おり)	土石流	別図78のとおり
育波川Ⅱ (227030023)	淡路市黒谷(別図79のと おり)	土石流	別図79のとおり

(別図1から別図79までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年1月31日(水)から同年2月14日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所並びに淡路市役所及び淡路市北淡事務所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

平成30年2月14日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年3月26日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年1月23日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン宮西ショッピングセンター（B街区）

所在地 姫路市宮西町四丁目37番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加栗 章 男

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

タキヤ株式会社

尼崎市北大物町16番7号

石井 和 正

株式会社ウィルウェイ

大阪府吹田市山田北14番1号

神野 哲

株式会社キャンドウ

東京都新宿区北新宿2丁目21番1号

城戸 一 弥

イ 変更後

名称

住所

代表者の氏名

ウエルシア薬局株式会社

東京都千代田区外神田2丁目2番15号

水野 秀 晴

株式会社ウィルウェイ

大阪府吹田市山田北14番1号

神野 哲

株式会社キャンドウ

東京都新宿区北新宿2丁目21番1号

城戸 一 弥

4 変更年月日

平成27年12月8日

5 届出年月日

平成29年12月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成30年1月23日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年5月23日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号